

## 共同事業の実施項目及び個人情報の共同利用について

個人情報保護法では、個人データを特定の者と共同で利用する場合に①共同事業で個人データを利用する趣旨②共同して利用する個人データの項目③個人データを取扱う人の範囲④利用目的⑤データ管理責任者の氏名または名称 について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合が実施している共同事業は以下のとおりです。

### 1. 健康保険組合連合会との共同事業

#### ● 高額医療給付に関する交付金交付事業

##### ① 共同事業で個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）と健保組合が共同で実施している事業であり、当組合に高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付されるものである。交付申請に際し、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む 以下「レセプト」という。）の写しもしくは電子レセプトのCSV情報及び当該レセプトにかかる患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」もしくは「交付金交付申請総括明細データ」を健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループに提出し、健保連はこれを交付申請の審査・決定並びに高額医療費の分析に利用している。

##### ② 共同して利用する個人データの項目

対象レセプトの記載データ及び前項の「交付金交付申請総括明細書」もしくは「交付金交付申請総括明細データ」の記載事項

##### ③ 個人データを取扱う人の範囲

（当組合） 常務理事、マネジャー、給付担当者

（健保連） 健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ、健保連の委託業者：公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

##### ④ 利用目的

高額医療給付交付金交付事業の申請、審査、決定のため、高額医療費の分析のため

##### ⑤ データ管理責任者の氏名または名称

（当組合） 常務理事

## 2. 事業主との共同事業

### ● 被保険者に実施する生活習慣病健診

#### ① 共同事業で個人データを利用する趣旨

生活習慣病健診は、疾病予防事業の一環として、当組合独自の検査項目で実施している健診事業であるが、検査項目に労働安全衛生規則第44条の法定項目が含まれているため、事業主健診とすることができ、事業主と組合が共同して生活習慣病健診を実施することが加入者の健康管理を推進する上で効率的・効果的であることから共同利用として実施する。

#### ② 共同して利用する個人データの項目

記号、番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、続柄、健診年度、健診種別、健康診断実施機関名称、健康診断受診日、問診、健康診査実施項目結果、医師の診断など

#### ③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、保健事業担当者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、産業保健スタッフ

#### ④ 利用目的

事業主健診項目を含む生活習慣病健診の共同実施及び健康診断結果の共有による健康管理

#### ⑤ データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事、労務、衛生管理部門の長

### ● 健診の受診勧奨

#### ① 共同事業で個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して健診の受診勧奨を実施することが加入者の健康管理を推進する上で効率的・効果的であることから共同利用として実施する。

#### ② 共同して利用する個人データの項目

記号、番号、氏名、氏名カナ、続柄、健診種別、健康診断実施機関名称、受診年度、健康診断受診日(予約日)、年度内年齢、申請日、医療機関宛連絡書出力日、取下状況など

#### ③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、保健事業担当者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、産業保健スタッフ

#### ④ 利用目的

健康診断の申込情報の共有による受診勧奨

#### ⑤ データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事、労務、衛生管理部門の長

## ● 健診受診後の事後フォロー及び事業主の労働安全衛生法その他関連法令義務履行

### ① 共同事業で個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同してリスク保有者に対する受診勧奨等の事後フォローを実施すること、及び事業主の労働安全衛生法その他関連法令による健康診断結果の記録などの義務を履行することが加入者の健康管理を推進する上で効率的・効果的であることから共同利用として実施する。

### ② 共同して利用する個人データの項目

記号、番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、続柄、健診年度、健診種別、健康診断実施機関名称、健康診断受診日、問診、定期健康診断（安衛則第 44 条）実施項目結果、医師の診断など

### ③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、保健事業担当者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、産業保健スタッフ

### ④ 利用目的

被保険者の健康診断結果データ及びリスク保有者情報の共有による受診勧奨等の事後フォロー  
事業主の労働安全衛生法その他関連法令による健康診断結果の記録などの義務履行

### ⑤ データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事、労務、衛生管理部門の長

## ● 被保険者に実施する特定保健指導

### ① 共同事業で個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して特定保健指導を実施することが効率的・効果的であることから共同利用として実施する。

### ② 共同して利用する個人データの項目

記号、番号、氏名、生年月日、年齢、性別、健康診断実施機関名称、健康診断受診日、電話番号、支援レベル（積極的支援・動機付け支援・動機付け支援相当）、特定保健指導実施機関名称、申込状況、実施状況など

### ③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、保健事業担当者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、産業保健スタッフ

### ④ 利用目的

特定保健指導対象者情報及び申込・実施状況の共有による実施勧奨

⑤データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事、労務、衛生管理部門の長

● 被保険者に実施する重症化予防事業

① 共同事業で個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して重症化予防事業を実施することが効率的・効果的であることから共同利用として実施する。

② 共同して利用する個人データの項目

記号、番号、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、重症化予防事業実施機関名称、申込状況、実施状況、問診、定期健康診断（安衛則第 44 条）実施項目結果など

③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、保健事業担当者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、産業保健スタッフ

④ 利用目的

重症化予防事業における高リスク対象者情報及び申込・実施状況の共有による実施勧奨

⑤ データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事、労務、衛生管理部門の長